

岐阜県サプライチェーン対策等生産設備導入事業費補助金の募集

岐阜県では、県内に事業所を有する企業が、新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンの見直しやコロナ社会における新たな需要に対応するため、生産設備を導入する場合、その経費の一部を支援します。

■ **補助対象者** 県内に事業所を有する企業（製造業）

■ **補助対象事業** 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、新たに生産設備の導入を行う以下のいずれかの事業

Aタイプ：サプライチェーン対策事業

（対象事業）

- ・海外の自社工場で生産していた部品を、県内の自社工場での生産に切替え
- ・海外の取引先から輸入していた部品を、県内の自社工場での生産に切替え
- ・海外からの部品調達を国内に切替える企業からの依頼により新たに県内工場で生産

Bタイプ：コロナ社会における新たな需要への対応事業

（対象事業）

- ・コロナ社会における新たな需要に応えるため、新製品を開発し生産
- ・コロナ社会における新たな需要に応えるため、品質や機能を向上した製品の生産例）「3密」や「接触」の回避、「感染防止」に資する製品

（対象外事業）

- ・既存製品の需要増加に伴う増産又は設備の維持修繕にかかる改修

■ **投資額要件** 1, 000万円以上（大企業は3, 000万円以上）

■ **補助対象期間** 令和2年4月1日（水）～ 令和3年2月26日（金）

■ **補助率** 3/4以内（大企業は2/3以内）

■ **補助限度額** 1億円

※マスクや消毒液などの、ヘルスケア産業製品等*1の製造を行う事業については、3頁の県の補助金を申請してください。

*1：医療、福祉（介護）、健康（医薬品（保健機能食品を含む））分野に関連する産業製品等

■ **補助対象経費** 生産設備の取得に要する経費

- ・令和3年2月26日までに納品及び支払いが完了するもの

<補助対象外となる主な経費>

- ・単価50万円未満の生産設備
- ・中古品の導入経費

- ・調査研究費やシステム開発などの無形固定資産
- ・生産設備の改造・維持修繕及び撤去・処分に係る経費
- ・割賦、リース・レンタル*²に係る経費
- ・消費税等相当額

その他の対象外経費は別紙「Q&A」参照

*²: 経済産業省の「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業補助金」に採択されたリースによる生産設備導入事業は補助対象となります。

■募集期間 令和2年7月31日（金）～ 9月11日（金）17時【必着】

■留意事項

- ・1企業1申請までとなります。
- ・岐阜県及び岐阜県が関与する支援機関の補助金との併用はできません。
- ・国の補助金との併用は可能です。なお、補助金額の算出は、生産設備に係る部分の自己負担額に補助率を乗じた額となります。
- ・予算額（7億5千万円）を超える交付申請がある場合は、補助率を乗じた補助金額とならないことがあります。
- ・対象となる生産設備は令和2年4月1日以降に発注を行ったものとなります。
- ・交付決定は令和2年10月中旬を予定しています。
- ・実績報告書については、事業が完了してから30日以内、または令和3年2月26日のいずれかの早い方の日までに提出してください。
- ・補助対象の生産設備を、償却資産の耐用年数の期間内に財産処分する場合は、補助金の返還が生じることがあります。
- ・補助金交付後から2年間は、事業報告書の提出が必要となります。

■提出書類（各1部）

- ・交付申請書（代表者印を押印したもの）
- ・事業計画書（別紙1）
- ・事業内容説明書（別紙2）
- ・決算書（直近2年間分）
- ・定款
- ・見積書（補助対象とする生産設備全て）
- ・直近の県税（法人県民税及び法人事業税）の納税証明書
- ・発注書（交付申請時点で発注を行っている場合のみ）

■提出先及び問合せ先

申請書の様式は、以下ホームページからダウンロードしてください。上記の提出書類は、令和2年9月11日（金）17時（必着）までに下記あてに郵送又は持参してください。

なお、郵送の場合は、配達記録が確認できる方法（例：簡易書留、特定記録等）にてお送りいただきますようお願いいたします。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shokogyo/kigyoyuchi/11342/gifukensupplychainhozyokin.html>

岐阜県 商工労働部 企業誘致課 立地支援係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1-1 10階

電話：058-272-8370 FAX：058-278-2659

メールアドレス：c11342@pref.gifu.lg.jp

※ヘルスケア産業製品等の製造を行う事業に対する補助金のご案内

■補助金名 岐阜県ヘルスケア産業関連設備等導入事業費補助金

■補助対象事業者 県内モノづくり企業等（営利目的をもって事業を営み、県内に本社又は事業所を有する法人及び個人）

■補助対象事業 コロナ社会における新たなニーズを踏まえ、県内のモノづくり企業等のシーズを活かしたヘルスケア産業分野への新ビジネス展開を目指すため、ヘルスケア産業製品等の生産設備（金型）、分析・評価機器等を導入する事業

■補助金額 2,000～60,000千円
（大企業は10,000～60,000千円）

■補助率 3/4以内（大企業は2/3以内）

■募集期間 令和2年7月31日（金）～令和2年9月11日（金）

■お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 新産業・エネルギー振興課 成長産業係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1-1 12階

電話：058-272-1111（内線2991） FAX：058-278-2653

メールアドレス：c11353@pref.gifu.lg.jp